

総務課の「令和5年度の運営方針と目標」

総務課長 正木 孝也

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・行政サービスの質の向上と事務事業の効率化を図るため、「第6次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画」に基づき、財政の健全化を図り、持続可能な自治体経営を進めます。
- ・職員の意欲、資質、能力を高める職員力の向上を推進するため、「矢吹町人材育成考課制度」による能力、実績に基づく人事管理の徹底を図り、職員の育成と活気ある組織の構築に努めます。
- ・「矢吹町人材育成基本方針」に基づく人材育成考課制度の確実な実施と人事任用制度への活用及び処遇反映を推進し、職員の育成と持続可能な活気ある組織の構築に努めます。
- ・行政情報を分かりやすい内容で積極的に発信、提供し、各事業の目的、目標の共有化を図りながら、信頼性の高い開かれた矢吹町役場を目指します。
- ・持続可能な組織構築を実現するために、健康で元気に職務に従事できるよう環境整備を図ります。

■課の役割

総務課は、総務係、財務係で構成され、①広報、②秘書業務、③財政（予算・決算）、④公有財産の管理、⑤庁舎及び公用車の管理、⑥入札、⑦人事・組織及び給与、⑧人材育成・研修、⑨職員の福利厚生、⑩文書・法令等の法規事務、⑪選挙事務、⑫適正な行政管理などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 19人（うち会計年度任用職員5人）

- ・課長 1人 ・行政管理監 1人 ・副課長 1人
- ・財務係 7人（うち会計年度任用職員2人） ・総務係 9人（うち会計年度任用職員3人）

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①財政健全化の取り組み

現在の財政状況を把握し、今後の中長期的な財政収支の見通しを立て、将来にわたり計画的かつ持続可能な財政運営の確立に取り組みます。

②行財政改革大綱と実行計画の策定

これまで実施してきた実行計画の検証作業を行いながら、新たな行財政改革大綱及び実行計画の策定業務を全庁的に進めます。

③人材育成

人材育成考課制度を活かした職員力の向上を図るため、各種研修を充実し、組織全体の強化を図ります。また、女性職員が安心して業務ができる環境整備に努めます。

④人材確保

「選ばれる町役場」、「働き続けたい町役場」として、労働環境の整備と勤務条件の適正化を図り、定員適正化計画に基づく人材確保を図ります。

⑤職場環境の改善

ストレスを抱えている職員に対する対応、産業医との連携を行い、組織的なメンタルヘルス対策に取り組んでいきます。また、労働環境は、職員の精神衛生面に深く関わることから、環境美化に努めます。

令和5年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①財政健全化の取り組み	令和3年度決算における国が定める財政健全化判断比率では、実質公債費比率11.2%、将来負担比率73.1%と、いずれも早期健全化基準や財政再生基準を下回っており、短期的には直ちに懸念する状況ではないように改善してきています。しかしながら、今後、老朽化に伴う公共施設の改修等に多額の費用が見込まれることから、中長期的な視点に基づいた財政政策を実施し、引き続き財政健全化に取り組んでいきます。	<p>①事業の取捨選択を行い、財政規模に見合った適正な財政運営を行います。</p> <p>②公共施設等総合管理計画における中長期的な経費を考慮した財政シミュレーションを行います。</p> <p>③既存の歳入の維持・強化及び歳出の削減に努め、繰上償還による公債費の低減に取り組みます。</p>	
②行財政改革大綱と実行計画の策定	<p>①策定に向けた情報収集</p> <p>②第6次行財政改革大綱及び実行計画の検証</p> <p>③第7次行財政改革大綱における基本理念及び推進項目の決定</p> <p>④実行計画の策定</p>	<p>①今後の社会情勢等の変化に対応した行財政改革のあり方について検討します。</p> <p>②検証結果を矢吹町まちづくり総合審議会に報告し、意見を伺います。</p> <p>③まちづくり総合審議会やパブリックコメント等から寄せられた意見を新たな行財政改革大綱に反映させます。</p> <p>④現状や課題を洗い出し、目標や効果等を設定します。</p>	

令和5年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ①職務に求められるスキル向上研修 ②専門的な能力向上研修 ③組織的な底上げを図る独自研修 ④人材育成考課制度運用講座 ⑤心の健康の保持増進研修 	<ul style="list-style-type: none"> ①ふくしま自治研修センターを活用した指名研修へ派遣します。 ②東北自治研修所、市町村職員中央研修所、ふくしま市町村支援機構等の各研修所を利用する指名研修へ派遣します。 ③一般職を対象として事務能力向上を図ります。 ④副係長以上を対象に効果的な助言や手法の体得を目指す研修を実施します。 ⑤ストレスケアにおける組織としてのスキルアップ研修を実施します。 	
④人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村合同企業説明会への参加 ②必要に応じた専門的人材確保に向けた選考 ③町内外における職員募集パンフレットによる周知 	<ul style="list-style-type: none"> ①福島県総務部市町村行政課や町村会等が主催する説明会へ参加します。 ②各種専門職の枠を設けた採用試験を実施します。 ③町のPRを含めた職員募集パンフレットの作成及び各学校及び周辺施設への掲示依頼を実施します。 	

令和5年度 総務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤職場環境の改善	①産業医との情報共有 ②ストレスケア研修 ③庁舎敷地内の美化活動	①個別案件について産業医への相談を実施します。 ②職員個人でのケアとしてセルフケア研修及び組織的なケア方法の習得を目指しラインケア研修を実施します。 ③働き続けたい職場づくりとして清掃及び修繕を中心に環境整備を実施します。	

企画・デジタル推進課の「令和5年度の運営方針と目標」

企画・デジタル推進課長 国井 淳一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

「デジタル田園タウン構想事業」は、地域経済発展や課題解決への道しるべとなるものです。行政DXでは行政サービスや公務能率の向上、ウィズコロナ対策、デジタル基盤整備に取り組み、地域DXでは町特有の課題を解決するためのデジタル実装やデジタル人材の確保を進め、全ての町民が恩恵を受ける社会を目指します。

令和5年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の計画期間の最終年度を迎えることから、引き続き第7次計画の策定作業に取り組みます。新しい計画には、まちづくり総合審議会やワークショップなどで皆様からの意見を受け止め、ニーズを反映させます。特に若い世代や子育て世代の要望を把握し、将来の矢吹町に求められる姿を描き、定住と豊かな生活を目指す具体策を示してまいります。

危機から町民生活を守り、行政運営を保全するため、矢吹町危機管理基本計画に基づき、様々な不測の事態に対して予防対策を講じます。また、複合化・複雑化した課題の解消のため、庁内の横断的な連携強化を図り、効果的に取り組みを進めてまいります。

■課の役割

企画・デジタル推進課は、企画調整係、デジタル推進係で構成され、①政策立案調整、②行政評価、③高度情報化、⑤危機管理の対応などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 8人（うち会計年度任用職員1人）

- ・課長 1人 ・副課長 1人 ・危機管理監 1人
- ・企画調整係 3人（うち会計年度任用職員1人） ・デジタル推進係 3人（副課長が係長事務取扱）
- ・その他 地域活性化起業人 2人

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①デジタル田園タウン構想

町民の皆様全てに恩恵をもたらす、誰一人取り残さない視点や、業務の効率性と効果を重視しながら、行政DXと地域DXが連動するサービスを提供するための仕組みづくりを進め、町の経済発展や様々な課題の解決に繋がります。

②第7次矢吹町まちづくり総合計画の策定

これまで実施してきた各事業の検証作業を行いながら、まちづくり総合審議会やパブリックコメントなどでいただいた多くの皆様からのご意見を反映し、新たな総合計画の策定業務を全庁的に進めます。

③デジタル人材の確保・育成

民間企業等の社員を受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら、DXの新たな取り組みを展開していきます。また、外部人材などを活用し、新しいデジタル技術を活用できる人材の育成に努めます。

④危機管理体制の強化

「矢吹町危機管理基本計画」に基づき、平常時の危機管理活動に取り組むとともに、緊急時には速やかに初期態勢をとることで、危機の影響、被害を最小限に抑え、危機から町民生活を守ります。

⑤各課との横連携の強化

首脳部会議、庁議、課長連絡会議などの定例会議において、情報把握を図るとともに、諸課題等の整理、解消に向けた協議等を随時実施しながら複数の課が跨る事業がスムーズに執行できる総合調整の協議などを進めていきます。

令和5年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①デジタル田園タウン構想	<p>①行政サービス向上のための行政手続きのオンライン化</p> <p>②町特有の課題を解決するためのデジタル実装</p> <p>③デジタルデバインド(情報格差)の解消のための高齢者等へのデジタル活用支援</p>	<p>①公共施設予約・支払いシステムの構築などを推進し、町民生活の利便性向上を図ります。</p> <p>②国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業に取り組みます。</p> <p>②-1 データ連携基盤を活用した「ライフログモデルによる共助型社会」創出事業 他自治体や民間企業等との様々なデータとサービス連携により、妊娠、出産、子育てなどのライフステージに合わせた切れ目のない子育て支援サービスの提供や、ボランティア・塾・習い事などの子どもの活動履歴を分析・評価・証明するなど、子どもたちの主体的なまちづくりへの参加を促すシステムを構築します。</p> <p>②-2 矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクト デジタル技術で身体能力を分析し、体力運動能力向上、ヘルスケア、各種スポーツ教室、部活動地域移行などの事業開発・実証を行うなど、官民連携によりスポーツをテーマにした事業展開を図るとともに、複合施設ココット周辺の賑わいを創出します。</p> <p>その他、防犯デバイスビーコン（位置情報発信）を導入し、子どもの通学時などの安全確保、高齢者の見守りなどに活用します。</p> <p>③全ての町民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、スマホ教室を開催します。また、小学生を対象にプログラミング体験教室を実施し、デジタルスキルの向上に取り組みます。</p>	<p>①対象施設 複合施設ココット、中畑公民館、三神公民館、大池球場、大池公園キャンプ場、矢吹球場、町民テニスコート、勤労者体育館、文化センター、ふるさとの森芸術村、各小中学校の校庭・体育館 計 15施設</p> <p>参考 町ホームページ https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page007678.html</p>

令和5年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②第7次矢吹町まちづくり総合計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ①現計画の見直し ②計画策定における住民の関わりの方の確保 ③住民に知ってもらえる分かりやすい計画づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ①矢吹町の歴史やこれまでの取り組みを継承しながら、現在の経済情勢や社会情勢を踏まえて、未来に希望の持てるまちづくりに繋げられるよう、目標等を見直しを行います。 ②行政側が中心となって計画を策定するだけでなく、民間のアイデアやノウハウを活かせるよう、アンケートやパブリックコメント、民間主導のワークショップ等、住民参画・協働により、町全体が一体となって計画づくりを行います。 ③総合計画をより多くの住民に知ってもらえるよう、住民の方々からの幅広い意見を内容に反映させながら、これまで以上に分かりやすい計画とします。 	
③デジタル人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ①外部デジタル人材の確保 ②ICTスキルを習得する機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ①DX推進のため、地域活性化起業人制度を活用し外部人材を登用します。 ②地域活性化起業人による専門研修などにより、業務ごとの役割に見合ったデジタル人材が各課に適切に配置されるよう人材育成に取り組みます。 	

令和5年度 企画・デジタル推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①職員への安全配慮義務の対応 ②起こりうるリスクを想定した未然防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ①公正な職務執行を確保し公益の増進を図るため、職務執行時の任命権者、管理職、職員の責務を明確化するほか、町民に対しても職務執行への協力について努力義務を規定する「矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例」を策定します。 ②様々な不測の事態に対応できるよう、リスク管理シートによるモニタリングに取り組みます。事務処理ミス等が発生した場合は、口頭による報告によりミスへの対応を最優先するとともに、速やかに事務処理ミス等報告書を作成し、状況に応じて組織で対応策を検討します。内容を逐次記録することで、再発防止にも努めます。 	
⑤各課との横連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①各課との調整が必要な分野の把握 ②各課との横連携を図り、必要に応じ関連課での推進体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ①庁議調整会議等を活用し、課題等の抽出を図ります。 ②複数の課が跨る事業については、必要に応じ新たな推進体制を構築するなどして、スムーズに執行できる環境づくりを行います。 	

まちづくり推進課の「令和5年度の運営方針と目標」

まちづくり推進課長 神山 義久

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ①行政区、町民活動団体、事業者及び行政等の地域の活動実施主体がそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、共助の考え方のもと協働のまちづくりを推進します。
- ②地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速な対応ができる体制を構築するとともに、避難行動要支援者計画、各種マニュアル等を策定し、関係機関との協議を進めます。
- ③「遺魂し運動」の理念に基づき、ごみの減量化や資源の再利用等、ものを大切にする取り組みを進めます。
- ④誰もが移動に困らない利便性の高い交通サービスの構築を実現するために、行き活きタクシー及びコミュニティバス実証実験を拡充し、一元的なサービスとして提供し地域課題の解決に取り組みます。

■課の役割

まちづくり推進課は、協働推進係、生活安全係、環境衛生係で構成され、協働体制の確立及び協働事業の創造、行政区・町民活動団体等支援、統計業務、消防・交通・防犯業務、消費者行政、環境衛生業務、墓園管理業務などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 11人

・課長 1人 ・副課長 1人 ・生活安全係 3人 ・環境衛生係 3人 ・協働推進係 3人

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①公共交通ネットワーク

高齢者をはじめとする交通手段を持たない町民の利便性の向上を図るため、「行き活きタクシー利用料金助成事業」「矢吹町コミュニティバス実証実験運行」等の実施と並行して、AI活用型オンデマンドバス等、町民に最適な公共交通について検討します。

②防災、災害等の計画の改訂及び策定

矢吹町災害時受援計画並びに矢吹町の国民の保護に関する計画を策定し災害時に迅速な対応ができる体制を構築するほか、消火栓の位置情報をアプリ化しデジタルを推進します。

③危険空き家等への対応方針の検討

本件の問題について、全国で対応している他自治体の取り組み事例を調査研究し、町内にある危険空き家等を把握するための調査準備を行います。また、関係各課で業務整理と事務分担、今後、どのような対応が必要であるか協議・検討します。

④協働のまちづくりの支援

協働のまちづくりの推進を図るため、「自助・共助・公助の考え方」のうち、共助における協働範囲を拡充するため、町民・職員の意識の醸成を図ります。また、協働の核となる行政区の持続的な活動を支援するため、区長会事業をはじめ、地域活動の活性化に向けて支援します。

⑤矢吹町ごみ減量化推進計画

「もったいない精神で資源を大切にし、地球環境保全に貢献する まち」の実現に向け、令和3年3月に策定した「矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期」に基づき、更なるごみの減量化・資源化を推進します。

⑥地球温暖化対策事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、矢吹町役場庁舎等の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進します。

令和5年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①公共交通ネットワーク	<p>行き活きタクシー、コミュニティバス、AIオンデマンドバス等の交通サービスを組み合わせ誰もが移動に困らない利便性の高い生活を実現します。また、移動を単なる手段としてではなく、一元的なサービスとして提供し、地域課題を解決する“矢吹MaaSプロジェクト”を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●4月 AIオンデマンドバス導入計画策定業務委託 ●5月 地域公共交通計画策定業務委託 ●6月 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ横展開）申請 ●6月 地域公共交通協議会（1回目） ●9月 地域公共交通協議会（2回目） ●10月 AIオンデマンドバス導入業務委託 ●11月 AIオンデマンドバス実証実験告知 ●1月 AIオンデマンドバス試乗会 ●1月 地域公共交通協議会（3回目） ●2月 AIオンデマンドバス実証実験開始 	
②防災、災害等の計画の改訂及び策定	<p>矢吹町災害時受援計画並びに矢吹町の国民の保護に関する計画を策定し、災害時に迅速な対応ができる体制を構築するほか、地域防災計画の見直しを行います。また、消火栓の位置情報をアプリ化し、デジタルを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●4月～2月 情報収取・内容の確認及び関係機関との協議 ●2月 国民保護協議会にて承認 ●3月 計画書の実施配布 	

令和5年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③危険空き家等への対応方針の検討	危険空き家等の周辺住民等が、「安全、衛生、防犯面」において安心して過ごすことができる生活環境の保全に努めます。本件の問題に対して、全国で対応している他自治体の取り組み事例を調査研究し、町内にある危険空き家等を把握するための調査準備を行います。また、関係各課により業務整理と事務分担、今後、どのような対応が必要であるか協議・検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ●他自治体の取り組み事例の情報収集 ●危険空き家等を把握するための調査準備 ●関係各課で業務整理と事務分担、また、今後の対応について協議します。 ●関係各課で「特定空き家判断委員会」の設置について協議します。（行政代執行により、取り壊しする建物がある場合） 	
④協働のまちづくりの支援	協働のまちづくりの推進を図るため、「自助・共助・公助の考え方」のうち、共助における協働範囲を拡充するため、町民・職員意識の醸成を図ります。また、協働の核となる行政区の持続的な活動を支援するため、区長会事業をはじめ、地域活動の活性化に向けて支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●随時 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり団体登録制度の運用による官民の各種助成制度等の情報提供 ・広報、ホームページ等によるまちづくり団体の活動内容の周知 ・民間企業等とのボランティア活動を含めた協働の在り方を検討 	

令和5年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤矢吹町ごみ減量化推進計画	<p>本町では、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、「人・モノ・自然」を大切にする「遺魂し」の心を活かして「ごみゼロのまち」を目指します。</p> <p>「もったいない精神で資源を大切にし、地球環境保全に貢献するまち」の実現に向け、ごみの減量化に関して令和3年3月に「矢吹町ごみ減量化推進計画・第2期」を策定し、令和3年度から令和6年度までの4箇年計画により、更なるごみの減量化・資源化を推進します。</p> <p>【ごみ資源化・減量化に向けた目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化（リサイクル率UP）目標（15%・194 tの増加） ・減量化目標（5%・246 tの削減） 1人1日削減目標（24 g） 	<ul style="list-style-type: none"> ●随時 家庭用生ごみ処理機購入補助 ●随時 資源回収奨励金交付 ●6月 資源回収コンテナ設置（第1回目）及び使用開始 ●6月 資源回収コンテストの前年度の結果発表（広報・ホームページ） ●6月 ゴミ回収ボックス設置（第1回目）及び使用開始 ●11月 資源回収コンテナ設置（第2回目）及び使用開始 ●11月 ゴミ回収ボックス設置（第2回目）及び使用開始 ●11月 家庭用生ごみ処理機購入補助及び資源回収奨励金交付の募集（広報・ホームページ） ●2月 資源回収コンテスト集計 ●3月 資源回収コンテナ設置及びゴミ回収ボックス設置について次年度分の募集（各区長へ通知し、意向調査） 	

令和5年度 まちづくり推進課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑥地球温暖化対策事業	<p>本町では、現在、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、矢吹町役場庁舎等の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）を目的に、「矢吹町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（H31年3月）を策定し、取り組みを推進しています。</p> <p>今年度は、同計画「区域施策編」の策定を予定しており、まち全体の温室効果ガス排出量削減等の目標を設定し、その目標を達成するために実現する措置の内容を定めるとともに、排出量削減等を行うための施策等について定め、事業を推進します。また、今年度内に「ゼロカーボン宣言」を予定しています。</p>	<p>【区域施策編計画策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5月 プロポーザルの準備 ●5月末～6月中旬 公募開始 ●6月中旬 審査実施 ●6月下旬 委託業者選定 ●6月下旬 補助金の決定 ●7月上旬 委託業者契約締結 ●7月上旬～8月末 町民、事業者向け意識調査 ●8月～11月 各課との関係施策の調整、計画のとりまとめ ●9月 意識調査の結果集計 ●12月 パブリックコメントの実施 ●1月 業務委託完了実績報告 ●2月 補助金実績報告 ●3月 計画策定、公表 	

総合窓口課の「令和5年度の運営方針と目標」

総合窓口課長 佐藤 浩彦

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- (1) 代表電話や各種手続きを所管する「町の顔」として、「明るく 丁寧で 親切かつ 迅速」な対応に心がけ、お客様に寄り添った接遇によりサービスの向上に努めます。
- (2) 「お客様目線」による窓口業務のワンストップ化を検証し、利用者がより利用しやすい窓口の設置に向けた行政改革を進めます。
- (3) 町会計管理者として、公金管理、収入及び支払いの審査確認を適正に実行し、職員の財務事務処理能力向上の指導育成を行います。
- (4) 予算執行状況を的確に把握し、一時借り入れなどの資金調達を行い、計画的な支払いに努めます。

■課の役割

総合窓口課は、窓口係、出納係で構成され、(1)総合案内、(2)代表電話の取次ぎ、(3)戸籍事務、(4)住民基本台帳事務、(5)印鑑証明事務、(6)マイナンバーカードに関する事務、(7)現金・有価証券・物品の出納及び保管、(8)指定金融機関に関する事務、(9)収入及び支出に関する書類審査、(10)決算の調整などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 13人

- ・ 課長 1人
- ・ 出納係 3人（副課長兼係長事務取扱1人、会計年度任用職員2人）
- ・ 窓口係 9人（係長1人、係員3人、会計年度任用職員5人）

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①総合窓口業務

課題や問題点が生じたときには係内で協議し、共通認識を図るよう努めます。また、聞く姿勢を大切にし、丁寧な対応に努めます。

②職員の財務事務処理能力の向上

起票する職員だけでなく、決裁までの各上位職員の適正な事務処理に対する認識やチェック体制の徹底を図ります。

③マイナンバーカード取得率の向上

申請方法を広報し、代理申請の実施、要望に応じて各種団体や企業への出張申請受付を実施していきます。また、マイナンバーカードの交付窓口を月に1回、日曜日の午前中に開設するなど、取得しやすい環境を整えます。

④予算執行状況の的確な把握

各支払日の支払予定額や収入予定のある補助金等の収入時期の確認により、収支状況を的確に把握します。

⑤総合窓口のあり方

総合窓口の現状と課題を整理し、全庁的な協議や各課との協議をしながら、総合窓口の見直しを実施します。

令和5年度 総合窓口課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①総合窓口業務	<p>①「町の顔」として「明るく 丁寧で 親切かつ 迅速」な対応</p> <p>②お客様に寄り添った接遇</p>	<p>①迅速・的確な対応のため、窓口業務に関する知識や技術の習得を図るとともに、より良い接遇を目指し、対応能力の向上に努めます。</p> <p>②町民との信頼関係を高めるため、窓口での丁寧な接遇に努めます。</p>	
②職員の財務事務処理能力の向上	①所属における正確な事務処理に対する認識の徹底を図ります	①予算担当者会議資料の見直し、誤りやすい事例の情報提供、例月出納検査で指摘されたものの情報提供	
③マイナンバーカード取得率の向上	<p>①申請方法の周知</p> <p>②代理申請の実施</p> <p>③希望を募り各種団体や企業等への出張申請受付の実施</p> <p>④交付窓口を奇数月1回日曜日午前中に開設</p>	<p>①広報やぶき、HP等での周知を実施します。また、町内医療機関において取得申請の勧奨を依頼します。</p> <p>②マイナアシストを使用し、誤申請を防ぎ申請時間の短縮を図ります。また、町内郵便局における申請場所を確保し取得の利便性を図ります。</p> <p>③希望のあった各種団体や企業等と感染症対策を十分協議した上で、申請受付交付までを実施します。</p> <p>④平日受け取ることが困難な方が安心して受け取ることができるよう、電話予約制にし交付窓口を開設します。</p>	

令和5年度 総合窓口課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④予算執行状況の的確な把握	①収支予定額の的確な把握	①四半期毎の予算執行計画書を基にした支出予定額及び各種交付金、補助金等の収入予定日の確認	
⑤総合窓口のあり方	①現状と課題の整理 ②会議の実施	①課内、係内で協議し、現状と課題の抽出を行い整理します。 ②定例的に、企画・デジタル推進課及び総務課と協議を行います。全課にて現状と課題について協議し、状況により各課との協議を実施します。検証を実施し、来庁者の立場に立ったデジタル時代に合った総合窓口の見直しを協議します。	

税務課の「令和5年度の運営方針と目標」

税務課長 小磯 剛

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・課税客体の把握に努め、公平で公正な課税を行います。
- ・厳正で公平な町税事務と業務の効率化を推進します。
- ・町税等の現年度分・過年度分について収納向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・町税等に関する情報発信及び納税相談等を通じて納税者への説明責任を果たします。
- ・納期内納付の啓発と滞納整理により新規滞納者の発生を抑制します。

■課の役割

税務課は、町税係、固定資産税係、滞納整理係で構成され、①町県民税・②法人町民税・③固定資産税・④軽自動車税・⑤町たばこ税・⑥入湯税・⑦国民健康保険税・⑧介護保険料・⑨後期高齢者医療保険料の賦課事務、⑩税証明書交付・台帳の閲覧、⑪町税等の収納、⑫滞納整理、⑬納税啓発、⑭罹災証明事務を行う役割を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 15人（うち会計年度任用職員2人）

- ・課長 1人 ・副課長 2人 ・町税係 5人 ・固定資産税係 4人（うち会計年度任用職員1人）
- ・滞納整理係 3人（うち会計年度任用職員1人）

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①債権管理の適正化

事務の効率化を図るため、「年間行動計画」のとおり効率的かつ効果的に事務を行い、収納率の向上を図ります。

②滞納整理

町税等の収入状況、差押実績、白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課等の徴収実績について、毎月報告を行います。

③デジタル活用による業務効率化

納税者サービスと利便性の向上、税務行政等の効率化に資するよう、各業務の調査検討を行い計画的に実施します。

令和5年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①債権管理の適正化	効率的かつ効果的な徴収を実施するため、年間行動計画を策定	①滞納処分等の年間行動計画の策定 ②文書催告の実施 毎月（5月除く）、催告書を送付 ③納税相談の実施 随時、納税相談を行い、収入状況に応じた納付方法について一緒に解決策を検討 ④厳正な滞納処分の執行 財産調査等を行い、差押等の実施 ⑤時効管理会議の開催 滞納者に対する年度内の滞納処分の方針決定及び時効中断について協議 ⑥関係各課との連携 各保険料を所管する保健福祉課との連携 ⑦白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課への徴収事務の移管 徴収困難な滞納整理事案を選定し、引継事務及び引継後の連携の実施 ⑧地方税法第48条に基づく福島県への徴収引継依頼の実施 町県民税滞納者を選定し、移管事務及び移管後の連携の実施 ⑨職員の徴収事務能力の向上 徴収事務研修及びOJTによる知識習得・折衝能力の向上	

令和5年度 税務課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②滞納整理	滞納処分の状況等について定期的な報告	①滞納整理状況の町長報告 町税等の収入状況、差押実績、広域圏滞納整理課の徴収実績を毎月報告 ②町税等の滞納整理状況を掲載 ・広報やぶき（年1回） ・矢吹町ホームページ（毎月）	
③デジタル活用による業務効率化	①地方税の電子化 ②税務システム標準仕様への対応 ③定型事務の自動化、アウトソーシングの推進 ④業務の効率化を図るためのシステム化の推進	①地方税の電子化（軽自動車手続き・電子決済・e-Tax等）へのシステム対応 ②令和7年度までのシステム移行を見据えたRPA化を調査検討 ③自動化及びアウトソーシングが可能と思われる定型事務について、各業務チェックリストを活用し、システム業者と協議 ④デジタル化による業務効率化 ・法務局との登記異動情報のデータ連携 ・新統合型GISによる土地調査・家屋評価のタブレットによる調査システムの活用 ・クレジットカード決済の導入	

保健福祉課の「令和5年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 山野辺 幸徳

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町民一人ひとりが健康で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・町民の健康を保持するため、健康増進事業の充実を図り、医療費の削減、安定した国民健康保険事業の運営に努めます。
- ・「高齢者一人ひとりがいきいきと健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう豊かな社会」の基本的理念の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・「だれもが地域で自分らしく安心して生活できる社会」の基本理念の実現に向けた、障がい者の自立及び社会参加の支援等に取り組みます。

■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉係、介護保険係で構成され、①健康づくりの推進、②予防接種の推進、③生活習慣病等の健康診査の推進・事後指導、④国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の運営、⑤町民の福祉向上、⑥民生児童委員運営、⑦障がい者支援、⑧高齢者支援、⑨介護予防事業の推進等の役割を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数	25人		
・課長	1人	・副課長	2人（うち1人は係長事務取扱）
・健康増進係	7人（うち会計年度任用職員1人）	・国保年金係	6人（うち会計年度任用職員2人）
・福祉係	5人（うち会計年度任用職員1人）	・介護保険係	4人（うち会計年度任用職員1人）

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①新型コロナウイルス感染症対策

感染症法の位置付けの変更に伴う感染対策を広く情報発信するとともに、コロナ感染による重症化リスクの高い方などを対象とした令和5年春夏接種及び初回接種を終了した全ての方を対象とした秋冬接種の接種体制を構築し、機動的かつ計画的に接種を実施します。

②国民健康保険事業

被保険者数や医療費等の推移、国民健康保険税や補助金・交付金の状況、一般会計や基金からの繰り入れ状況等を総合的に勘案し、令和11年度に予定されている保険料率県内統一を視野に入れた適正な事業運営に努めます。

③高齢者、障がい者支援

民生児童委員等の「人」が直接、サービスを提供する配食サービス事業や緊急通報システム事業等の高齢者福祉サービスの効果を検証し、併せて、IoT機器等の「デジタル機器」を活用した高齢者等への見守り体制等を調査、検討し「人」、「デジタル機器」の両面から、高齢者等の安全安心に寄与する体制整備の強化を図ります。

④健康センターの指定管理

施設における住民サービスの向上を図るため、施設設備の更新及び整備を行います。併せて、現在の指定管理期間（令和3年度～5年度）の事業効果の検証を行い、次期指定管理者を公募し、民間活力を用いた事業の継続化を図ります。

⑤あゆり温泉擁壁

あゆり温泉敷地内にある擁壁の全てが建築基準法不適合状態のため改修が必要となっています。改修工事の工法の検討や関係機関との調整、協議を進めます。

令和5年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①新型コロナウイルス感染症対策	<p>①春夏接種(5月～8月)の速やかな実施及び周知活動【対象者:65歳以上の高齢者・基礎疾患をお持ちの方】</p> <p>②秋冬接種の接種体制(9月～3月)の構築及び速やかな実施及び周知活動【対象者:初回接種を完了した全ての方】</p>	<p>①②町広報紙、町ホームページ等による接種対象者への周知。協力医療機関、看護師等との接種体制の構築</p>	
②国民健康保険事業	国民健康保険事業の適正運営	<p>①被保険者数の推移分析</p> <p>②医療費等の推移分析</p> <p>③財政状況及び予算状況の確認</p>	
③高齢者、障がい者支援	<p>独居高齢者等が安心して暮らせるよう高齢者福祉サービスを充実し、その担い手である民生児童委員等の訪問時に安否確認を行う他、夜間、早朝等の不測の事態に備えるIoT等を活用したデジタル機器等について調査、検証し高齢者等の見守り体制の強化を図ります。</p>	<p>①緊急通報システム事業の事業効果の検証</p> <p>②デジタル機器による高齢者等見守りの導入調査、検討</p>	

令和5年度 保健福祉課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④健康センターの指定管理	<p>①施設の魅力度を向上し入館者の増加を図ります。</p> <p>②現指定管理期間の検証を行い、次期指定管理者の公募を行います。</p>	<p>①老朽化設備の更新 【あゆり温泉】空調機器設備の更新 【温水プール】ろ過機交換工事、照明器具のLED化工事 施設の魅力度向上 【あゆり温泉】バレルサウナの設置工事</p> <p>②現指定管理期間の効果検証 次期指定管理者の募集要項の策定、公募</p>	
⑤あゆり温泉擁壁	<p>擁壁の建築基準法適合に向けた改修工事の方針について関係機関との調整、協議を進めます。併せて、擁壁改修までの間、専門職等による点検を実施し利用者の安全を守ります。</p> <p>①改修工事の工法等の検討</p> <p>②関係機関との協議</p> <p>③工事着手時期の決定</p> <p>④定期点検、日常点検の実施</p>	<p>①業務委託により擁壁の構造計算を実施し改修工事の工法等について検討</p> <p>②白河地方広域市町村圏消防本部と無線基地局の移設に向けた協議 その他、関係機関と工事着手に向けた協議</p> <p>③上記①、②より工事着手時期を決定</p> <p>④専門家による定期点検、指定管理者による日常点検の実施</p>	

農業振興課の「令和5年度の運営方針と目標」

農業振興課長 鈴木 辰美

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・活気あふれた自立した農家の育成を支援し、持続可能な農業の推進を図ります。
- ・町内の農業関係団体と連携し、農業振興地域整備計画等の策定を目指します。
- ・農産物の風評被害の払拭と「開拓のまち・矢吹」のブランドイメージ構築に取り組みます。
- ・森林環境整備事業により、森林環境の保全に取り組みます。
- ・ほ場整備事業を推進し、農業経営基盤の強化を目指します。
- ・ため池の浚渫及び老朽ため池の改修工事等に取り組みます。
- ・老朽農業施設の調査を行い、保全計画の策定を目指します。
- ・農地法に基づく適正な許認可を行い、農地等の利用の最適化に取り組みます。
- ・遊水地対策事業においては、地権者や地区住民の相談窓口機能を強化し、国・県への要望活動に取り組みます。

■課の役割

農業振興課は、農政係・農業委員会事務局・遊水地対策室で構成され、①農業の振興育成、②農業経営基盤の強化、③農業委員会事務局業務、④遊水地対策業務を主な役割としています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数11人（課長1人、整備監1人、副課長1人、室長1人、係長1人、次長1人、副係長1人、農政係4人）

- ・農業委員会事務局：局長1人（兼務）、副局長1人（兼務）、事務局職員2人（兼務）
- ・遊水地対策室：室長1人、整備監兼担当1人（兼務）、次長1人、室員8人（兼務：他課職員含む）

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①遊水地整備

三城目地区遊水地対策協議会や関係機関、住民等から利活用の意向を確認し、遊水地整備予定3町村で連携を図りながら、実現可能な利活用の方法を検討します。
また、遊水地整備工事の発生土を活用した農地の土地利用の可能性について調査検討を行います。

②担い手の育成

担い手の育成支援のため、関係機関と連携して担い手及び新規就農者の確保を図ります。
また、地域農業の設計図として「人・農地プラン」を地域毎に作成し、地域農業の課題等を洗い出し、担い手支援や集落営農等の農家に寄り添った支援を行います。また、「地域計画」への移行を目指します。
さらに、商工観光課や町内の農業団体、商工業等と連携し、矢吹町内産農産物の風評被害払拭のための販路拡大や農産物ブランド化に取り組みます。

③スマート農業

農業者や後継者減少の中で、町の基幹産業である農業を盛り上げるため、スマート農業について調査・研究を行い地域農業の活性化を目指します。そのため、スマート農業を推進している先進地への視察を行い、情報収集及び担い手の理解を高めるとともに、関係機関と連携し、事業の活用を希望する農業者への支援を行います。
また、高齢化が進む有害鳥獣対策実施隊員の負担軽減を図るため、IoTを活用した有害鳥獣の捕獲活動を推進します。

④農業振興計画の策定

総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「農業振興地域整備計画」の総合見直しを行います。

⑤館沢・大町地区ほ場整備事業

矢吹町西側地域（館池・柳池・二つ池下流）の農地について、農地区画が不整形であり、今後、農家の高齢化等による遊休農地の増加が懸念されることから、福島県と連携し、ほ場整備事業の事業採択へ向けた各種計画書の作成を行います。
令和5年度は、換地関係の調整や農地中間管理機構の契約事務等を行い、令和6年度に換地計画の原案を作成し、令和7年度から工事に着工、令和10年度の工事完了を目指します。

令和5年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①遊水地整備	<p>①平常時に住民の交流や活動の場等として利活用できる方法の検討</p> <p>②建設発生土の活用方法の検討</p> <p>③関係自治体との連携</p>	<p>①地内利用の意向を把握しながら国や県、3町村等で議論する検討会において、実現可能な利活用方法を検討します。</p> <p>②建設発生土を活用した農業振興事業の課題の整理、土地利用の可能性や方向性を検討します。</p> <p>③定期的な遊水地整備予定3町村との意見交換の実施、また阿武隈川流域自治体と連携し、遊水地整備をはじめとする治水対策への理解と関心を深める取り組みの協議調整を行います。</p>	

令和5年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②担い手の育成	①農業担い手及び新規就農者の確保 ②農業者への支援対策 ③研修会等への参加周知 ④農業団体等との連携による農産物の販路拡大、ブランド化	①地域連携推進員やJA、福島県と連携し、農業担い手の把握や掘り起し、人・農地プランの策定から地域計画へ移行による地域での話し合いを実施し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化します。 ②地域計画策定による地域農業の課題解決のため、経営規模拡大による集落営農の組織化や法人化への支援、町補助金のPRをします。 ③各種農業研修会について、認定農業者や新規就農者へ周知やSNS等による外部発信します。 ④町内の農業団体や三鷹市等と連携し、町内産農産物の販売拡大のため、各種イベントへの出店や直売サイト、物産館等への出品を検討します。 東京農業大学との連携によるカブトエビによるお米のブランド化を目指します。	

令和5年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③スマート農業	<ul style="list-style-type: none"> ①先進地の情報収集と情報提供 ②先進地視察 ③担い手への意向確認 ④電子申請の普及拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ①4月～5月：農業の課題解決に寄与するスマート農業や農作業の省力化等を導入する先進地調査及び農業経営規模に応じた活用方法の検討、担い手調査を行います。 ②7月～8月：スマート農業等の先進地視察を実施します。 ③9月～12月：スマート農業の活用意向確認、補助事業等の活用について検討します。 ④国への経営所得安定対策等の交付金申請のオンライン申請の普及拡大について検討します。 	
④農業振興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関との調整 ②計画案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ①4月～12月：庁内協議・調整（都市計画等）、県との1筆協議、国との遊水地予定地内の農用地の取り扱いについて協議します。 ②各種協議調整後：計画案の決定、公告縦覧、異議申し立て、福島県への本申請を目指します。 	

令和5年度 農業振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤ 館沢・大町地区ほ場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地中間管理機構による中間管理権設定 ② 事業計画のヒアリング ③ 土地改良法手続き、事業採択申請 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月～9月：地権者説明会、農地所有者と農地中間管理機構による農地中間管理権の設定を目指します。 ② 7月～8月：国による事業審査受験を目指します。 ③ 10月～3月：土地改良法による法手続き、事業採択の申請を行います。 	

商工観光課の「令和5年度の運営方針と目標」

商工観光課長 柏村 秀一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・企業誘致を推進し、町民の雇用の拡大や税収等の確保など仕事づくりに取り組みます。
- ・地域経済の活性化を目指し、関係機関と連携し消費喚起や物価高騰対策など事業者等への支援を行います。
- ・矢吹町の魅力を全国に発信し、移住・定住対策を推進するとともに、各種イベントに取り組むことで交流人口や関係人口の増加を図ります。
- ・矢吹町のブランドづくりやふるさと納税に取り組み、地域おこし協力隊とも連携しながら、住んでみたいまち、応援したいまちづくりに取り組みます。
- ・中心市街地の賑わいづくりを進め、関係団体等との連携により地域の活性化を図ります。

■課の役割

商工観光課は、企業誘致推進室・地域活性係で構成され、①企業の振興、②商業の振興、③地域経済の活性化、④情報発信の強化、⑤タウンプロモーションの展開を主な役割としています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 10人

- ・課長 1人
- ・企業誘致推進室 4人（室長、係員1人、企業誘致特任専門員、会計年度任用職員）
- ・地域活性係 5人（係長、係員3人、会計年度任用職員）

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①企業誘致

コロナ禍でこれまで訪問できていなかった企業訪問を積極的に行い、情報収集と信頼関係の構築に努めながら、同時に企業誘致の可能性調査等を並行して行うことで企業誘致の推進、働く場の確保に取り組みます。

②地域経済の活性化

条例制定に伴い中小企業・小規模事業者への検討組織を立ち上げ、商工会や関係機関と連携しアフターコロナに対応した経済対策を検討するとともに、空き店舗等を活用した支援についても拡充に努めます。

③移住促進

「観光」をテーマに関係人口・交流人口の拡大に努めるとともに、空き家バンクの利活用推進や県外イベント等に参加することで移住施策を展開し、地域ブランド化の推進に取り組みます。

④ふるさと納税の充実

ふるさと納税の返戻品の充実や各課と連携したガバメントクラウドファンディングに取り組み、併せて町外に本社がある町内企業等への企業版ふるさと納税を強化することで自主財源の確保に努めます。

⑤中心市街地の賑わい創出

昨年度に設置した中心市街地連携会議を活用し、関係者同士のイベントの協力開催や連携等を行い、大正ロマンの館や駅観光案内所、複合施設ココットを核とした賑わいづくりを推進します。

令和5年度 商工観光課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①企業誘致	①新規企業の誘致並びに既存企業の事業拡大への支援 ②雇用拡大による町民生活の安定と向上、町への定住・移住者増加	①既存企業訪問（進出企業の場合、本社も含む）による情報共有 ②県企業立地課、東京事務所、大阪事務所等関係機関との情報共有（在京・在阪企業等の紹介・訪問）	
②地域経済の活性化	①ウィズコロナ、アフターコロナ時代に対応した経済支援策の検討 ②空き店舗等を活用した新規事業者や創業者への支援策の検討	①矢吹町商工会や町内金融機関と連携した経済支援制度の検討と意見交換 ②創業者への支援制度の構築	
③移住促進	①県内外からの移住人口増加施策の検討 ②空き家バンクを活用した移住・定住施策の拡充 ③地域ブランド化を推進する助成制度の検討	①観光を軸とした関係・交流人口増加の検討と県内外のイベント出展による移住ニーズの調査 ②空き家バンクの登録物件の充実とPR ③商品開発に係る事業者のニーズ調査と助成制度の構築	

令和5年度 商工観光課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④ふるさと納税の充実	①地場産品を活かした返礼品の充実 ②ポータルサイトごとの特性を活かした戦略的PRの実施 ③ガバメント・クラウドファンディング（GCF）の活用 ④企業版ふるさと納税の拡充	①地域ブランド化事業と連携した新商品の返礼品登録と既存返礼品の見直し ②サイト内広告やデジタル広告等への掲載 ③各課と連携したGCFの実施と目標達成に向けたPR等の支援 ④企業版ふるさと納税のPR、企業訪問の実施	
⑤中心市街地の賑わい創出	①大正ロマンの館の利用者増加策の検討 ②やぶき観光案内所の来訪者へのプロモーションと駅前での賑わい創出 ③中心市街地連携会議主催のイベントの検討	①複合施設KOKOTTOとの差別化を図った学習スペース等の利用方法の検討とテナント部分の営業スタイルのリニューアル ②町内事業者と共催する定期的なイベントの開催と駅売店における特産品の販売 ③イベントを企画する多くの団体が活用できる助成制度の構築	

都市整備課の「令和5年度の運営方針と目標」

都市整備課長 有松 泰史

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・住民の生活に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- ・災害時（台風・豪雪・地震等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧を行い、通行の確保及び保全を図ります。
- ・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- ・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- ・将来を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ります。

■課の役割

都市整備課は、管理係、道路整備係、都市計画係で構成され、①道路・橋梁の維持管理、②排水路の計画・維持管理、③街路灯・交通安全施設の維持管理・整備、④道路等の境界確認、⑤道路法に係る許認可、⑥町営住宅等の公営住宅の維持管理及び整備計画、⑦土木災害復旧事業、⑧都市計画、⑨都市区画整備・宅地造成、⑩公園・緑地の維持管理・整備、⑪建築確認申請・開発行為、⑫屋外広告物の許認可、⑬都市緑化保全、⑭道路・橋梁の新設・改良・更新、⑮道路・橋梁の整備計画、大型関連事業として①阿武隈川遊水地整備事業、②国道4号4車線化事業（矢吹泉崎地区事故対策事業、矢吹鏡石道路）などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 19人（うち会計年度任用職員5人）

- ・課長 1人 ・都市整備監 1人 ・管理係 9人（うち会計年度任用職員4人）
- ・道路整備係 5人（うち会計年度任用職員1人） ・都市計画係 3人

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①道路網整備計画

平成10年3月に作成した「矢吹町都市計画道路網計画書」について、少子高齢化等を踏まえ、計画の見直しを図ります。計画の見直しに当たっては、生活基盤や産業基盤、教育の観点を考慮し、本町における様々な計画との整合性を図り、町内全域における将来構想を見据えた中長期的な道路網の計画策定を目指します。

②国道4号4車線化

国道4号の4車線化早期実現に向け、沿線地域住民や商工業者、子育て世代などの関係者との協議を行い、様々な要望等が反映された事業となるよう、事業主体である国との連携を密に図っていきます。

③大池公園の整備計画見直し

平成30年6月に策定した「大池公園整備計画」について、近年の社会実態や公園利用状況を踏まえ、計画の見直しを図ります。計画の見直しに当たっては、アンケートやワークショップにより利用者のニーズを把握し、自然保全や生態系の調和・共存が図れる「やすらぎと憩いの場」の創出、さらには、町の観光資源としての価値を十分に発揮できるような計画づくりに努めます。

④住宅使用料等の収納率向上

弁護士による債権管理業務委託の一部導入や納入期限対応等に取り組み、計画的で効果的な家賃等の収納率向上に努めます。

令和5年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①道路網整備計画	①住民ニーズの把握 ②庁内協議（各課、庁議調整会議等） ③都市計画審議会への審議 ④関連機関との協議 ⑤各種計画道路における実態の把握 ⑥各種事業計画との連携 ⑦計画素案の策定 ⑧都市計画審議会等への報告 ※国道4号拡幅計画及び遊水地利用計画の各事業における進捗により、令和6年度以降の計画策定となる可能性あり。	①住民アンケート結果の分析及び住民ニーズの把握 ②各課所管事業計画の抽出、並びに調整 ③課題及び計画見直し方針を都市計画審議会にて審議 ④各種計画道路における国・県との協議 ⑤交通量及び利用形態の分析・検討 ⑥国道4号拡幅計画及び遊水地利用計画を踏まえた道路網の検討 ⑦子育て世帯を含めた町民等への実用性や将来性を考慮した計画素案の策定 ⑧都市計画審議会や議会等への報告	③ 7月中旬 ⑦ 1月中旬 ⑧ 3月中旬

令和5年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②国道4号4車線化	<p>【全体】</p> <p>①都市計画審議会による都市計画決定に向けた協議・検討</p> <p>②要望活動の実施</p> <p>③国・県等、関連機関との協議</p> <p>④沿線住民及び関連企業のサポート</p> <p>⑤議会への説明及び住民等への周知</p> <p>【矢吹・泉崎地区事故対策事業】</p> <p>⑥用地取得に関連した国との協議</p> <p>⑦スムーズな拡幅整備に向けた国との連携</p> <p>【矢吹鏡石道路推進事業】</p> <p>⑧矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会の開催</p> <p>⑨事業調整会議の開催（国）</p> <p>⑩矢吹町地区懇談会の開催（国）</p>	<p>①矢吹町都市計画審議会等への説明、報告</p> <p>②東北地方整備局等、国機関への要望活動実施</p> <p>③接道や水路、都市計画道路に関連した、国や県、関連機関との協議</p> <p>④町民（特に沿線住民）や各種企業等関係者との連携及びサポート</p> <p>⑤議会等への説明、並びに町ホームページや広報やぶきによる住民等への周知</p> <p>⑥⑦事業の円滑化、並びに効率化を図るため、用地取得や拡幅整備実施において、国との連携協議</p> <p>⑧矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会を開催し、事業進捗等の情報共有</p> <p>⑨国・県・町の3者による事業進捗に合わせた意見交換及び協議</p> <p>⑩矢吹町地区懇談会での提案及び提言</p>	<p>※事業主体は国</p> <p>① 随時</p> <p>② 5月下旬</p> <p>⑧ 随時（令和5年度第1回目は5月下旬）</p>

令和5年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③大池公園の整備計画見直し	①住民ニーズの把握	①住民アンケート結果の分析	
	②整備等スケジュール及び課題等の洗い出し	②現計画における未実施整備の洗い出し及び現状の利用実態の把握・検討	
	③関係各課との協議・調整	③計画見直しに向けた関係各課との協議及び事業等の調整	
	④都市計画審議会への審議	④課題及び計画見直し方針を都市計画審議会にて審議	④ 7月中旬
	⑤先進事例の調査	⑤キャンプ場利用実態を含めた先進事例の調査	
	⑥各関係団体等による懇談会等の開催	⑥計画見直しに向けた各関係団体等からの意見抽出	
	⑦見直しに向けた公園内の現地踏査	⑦現地踏査による敷地の特性把握及び園内施設の見直しの課題抽出	
	⑧ワークショップ開催	⑧ワークショップの開催、課題の抽出及び将来像の検討	⑧ 9月中旬
	⑨計画素案の作成	⑨見直し計画素案の作成	⑨ 1月下旬
	⑩都市計画審議会への審議	⑩計画素案の都市計画審議会での審議	⑩ 2月上旬
	⑪見直し計画の決定及び報告	⑪大池公園整備計画改訂の決定、並びに、議会への報告	⑪ 3月下旬

令和5年度 都市整備課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④住宅使用料等の収納率向上	①弁護士による債権管理業務の一部導入 5月 委託内容の調整(調査件数、回収不能案件の報告方法等) 6月 契約の締結 6月～ 弁護士による催告や滞納者の調査の実施 3月 回収不能案件の報告	①委託先である弁護士と委託内容の調整を図り、早期の実現を目指します	① 5月中旬～3月下旬
	②滞納者への計画的な債権管理	②督促、保証人への連絡、分納誓約書に基づく納入相談等により、計画的な債権管理を行います	② 随時
	③不能欠損処理の実施	③債権管理業務委託により、回収不能と報告のあった債権について、3月議会に上程し、不能欠損処理を行います	③ 3月
	④前期を上回る収納率 現年度収納率90% (前期実績収納率88.1%) 過年度収納率8% (前期実績収納率6.7%)	④弁護士への債権管理業務委託や職員による計画的な債権管理により、収納率の向上を図ります	

上下水道課の「令和5年度の運営方針と目標」

上下水道課長 西山 貴夫

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・安全で安心な水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進を図り、居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・上水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設の適切な維持管理による施設の長寿命化を図り、健全な事業運営に努めます。

■課の役割

上下水道課：業務係、上下水道係2係の主な役割

- ①上下水道料金等の認定、賦課、徴収、減免、滞納整理、処分に関すること。
- ②上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ③上下水道事業の民間委託及び、企業会計に関すること。
- ④上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器整備の維持管理に関すること。
- ⑤上下水道の給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店の指導に関すること。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 11人（うち会計年度任用職員3人）

- ・課長 1人 ・債権管理専門監 1人 ・副課長 1人
- ・上下水道係 5人（うち会計年度任用職員2人）
- ・業務係 3人（うち会計年度任用職員1人）

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①債権管理

水道料金及び下水道使用料等について、賦課徴収業務委託者と連携し、滞納者に対して督促・臨戸訪問・分納誓約や納入相談等の収納促進の取り組みに加え、スマートフォン決済アプリ等によるデジタル社会への対応を図り、収納率の向上に努めます。公債権及び私債権の適正な債権管理を行い、回収不能な債権について、適切な事務処理を行います。

②水道、公共下水、集落排水事業の中長期的な見直し

水道、公共下水道事業等の長寿命化計画に基づき、計画的に施設（機器類及び管路等）の更新に取り組みます。また、農業集落排水の一部処理区域を公共下水道への編入に伴う料金体系の変更について、上下水道事業経営審議会において検討を開始します。

③下水道会計の収支状況の分析

下水道事業の持続的で安定的な事業運営を図るため、令和4年4月に公営企業会計に移行しました。これにより経営の効率化、健全化及び適切な出納事務に努めます。また、決算時の財務諸表作成により、経営成績や損益を適正に把握し分析することで、中長期的の経営戦略を策定し経営基盤の強化を進めます。

④水道料金賦課徴収業務委託の見直し検討

水道料金等賦課徴収業務委託について、近隣自治体の状況調査や情報収集等を行い、委託事務の拡充を含め持続可能な業務運営体系の構築の検討に取り組みます。

⑤国の大規模事業に係る下水道等の整備・検討

国の大規模事業である阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおける遊水地整備や国道4号4車線化道路整備に合わせた上下水道について、施設整備や最適化を検討し、生活環境の向上を図ります。

令和5年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①債権管理	①利便性の向上及び収納効率化に係るサービス導入の検討 ②滞納者への早期対応と収納促進対策 ③回収困難債権について弁護士事務所に調査業務委託 ④回収不能債権について適正な事務処理	①口座振替、コンビニ納付、スマートフォン決済アプリによる納付、Web口座振替受付サービス開始について周知及び啓発 ②督促、臨戸訪問、分納誓約や納入相談等により収納促進及び応じない滞納者に対する給水停止措置 ③令和5年度調査委託件数は100件を予定 ④調査の結果、回収不能債権について、弁護士事務所作成の意見書・報告書をもとに適正な事務処理	
②水道、公共下水、集落排水事業の中長期的な見直し	①計画的な施設更新 ②料金体系の変更について審議会での検討開始 ③広域連携の検討	①長寿命化計画に基づき、計画的に施設（機器類及び管路等）の更新 ②一部農業集落排水区域の公共下水道編入に伴う下水道料金体系への変更について、上下水道事業経営審議会にて検討 ③水道については、県策定の「福島県水道広域化推進プラン」を踏まえ広域連携に係る具体的検討及び意見交換の実施（圏域別開催） 下水道については、県策定の「汚水処理事業の広域化・共同化計画」を踏まえ農業集落排水区域から公共下水道への再編検討	

令和5年度 上下水道課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③下水道会計の収支状況の分析	<ul style="list-style-type: none"> ①適正な会計処理 ②適正な財産管理 ③財務諸表による収支状況の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ①定期的に税理士法人による経理審査及び監査委員による例月出納検査を実施 ②下水道事業の資産、資本及び負債の精査 ③財務諸表による経営成績や損益の適正な把握・評価及び類似団体との比較 	
④水道料金賦課徴収業務委託の見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> ①現況把握及び課題の精査 ②他自治体の取り組み状況の調査及び情報収集 ③今後の業務委託内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①現業務の評価、課題の精査、改善項目の検討 ②主に県内自治体の状況調査、情報収集及び意見聴取の実施 ③業務拡充を含め、業務委託内容及び範囲の検討 	
⑤国の大規模事業に係る下水道等の整備・検討	<ul style="list-style-type: none"> ①整備の検討 ②方針決定 ③県や国への要望 	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関と協議を重ね、将来性や、地域の実状を踏まえた整備の検討 ②検討を踏まえ、方針決定 ③インフラ整備について必要に応じ、県や国へ要望活動 	

議会事務局の「令和5年度の運営方針と目標」

議会事務局長 氏家 康孝

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町議会が議事機関として町民に信頼され、その負託に応じていけるよう、議員の議会活動を補佐します。
- ・議会基本条例等に基づき、議会活動を町民に正確に伝え、町議会がより身近な存在となるよう努めます。
- ・監査委員を補佐し、質の高い監査を実施することにより、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう努めます。

■課の役割

- ・議会に関する事務（議事、調査、庶務）
- ・監査に関する事務

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 3人

- ・局長 1人
- ・次長 1人
- ・局員 1人（会計年度任用職員）

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①議会の円滑な運営及び検討

議会議員が行財政全般に亘る所信や疑問点等を質し、執行機関が当該質問の趣旨やその目的に沿った答弁をすることにより、町民に分かりやすい政策論議等を推進します。

②タブレットの利活用

令和4年2月に資料のペーパーレス化、情報共有の時間短縮やスケジュール管理の利便性向上を目的に導入したタブレットを活用し、令和4年度まで試行的に運用をしてきました。令和5年度より本格的に通知等をGメールで行うなど、効率的で効果的な運用が図られるよう議会におけるDXを推進します。なお、運用に当たっては検証を行いながら、随時、必要に応じて見直し等を行っていきます。

令和5年度 議会事務局 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①議会の円滑な運営及び検討	令和4年度に町政全般に関する一般質問の趣旨、目的及び課題等を明確にした通告書を導入しましたが、当該通告書の導入により、町民に分かりやすい政策論議等ができているか、また、質問と答弁が噛み合っているか等を検証し、円滑な議会運営を推進します。	①5月～6月 一般質問通告書の記入方法等の周知徹底 ②6月～1月 一般質問における課題等の整理（執行部への調査等） ③1月～2月 上記②への対応策検討と全協での議員協議 ④3月 上記③における対応策の実施	
②タブレットの利活用	会議等におけるペーパーレス化による資源消費・経費の削減を図り、またクラウド化による情報共有化・情報発信を促進し、開かれた議会、スムーズな議会運営に取り組みます。	①4月～ 「矢吹町議会における情報通信機器に関する運用要綱」及び「タブレット使用に関するルール等について」に基づき運用 ②5月 議員への執行部通知等をGメールにより運用開始 ③5月 タブレット及びペーパーレス議会システム「モアノート」の操作研修【管理監督職対象】 ④5月～ ペーパーレス化促進と新たな取り組みの運用検討 随時：研修会（議員及び職員）	

教育振興課の「令和5年度の運営方針と目標」

教育振興課長 佐藤 豊

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

矢吹町教育大綱の基本理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、子どもたちの夢や希望を叶えるための支援に尽力します。確かな学力や社会を生き抜く力（自ら学び、考え、判断して行動できる力など）について、学校、家庭、地域の皆さんが、子どもたちとともに、学び成長し続ける生涯に渡る人づくりを目指します。また、次世代を担う子どもたちを地域とともに見守り育てていくことに努めます。

【課が所管する政策】

- ・安心して子どもを育てられる環境の充実を図るとともに、保護者支援に努めます。
- ・学校教育、環境の質の向上を図り、確かな学力と生きる力を養います。
- ・学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の維持管理、修繕等を実施します。
- ・ふるさとの誇りと愛着心の育成に努めます。

■課の役割

教育振興課は、学校教育係、施設整備係により構成され、学校教育係は、定例教育委員会に関すること、学校の運営・教育課程、学校保健・学校医・学校薬剤師、学校給食・教科書その他の教材、教員・児童・生徒の保健・安全・厚生・福利及び研修、外国人英語指導助手に関すること、児童生徒の入学・転学及び学級編成・安全対策などの業務を主に担い、施設整備係は、通学路の安全対策、学校教育施設及び社会教育施設、社会体育施設全般に係る維持管理、学校給食施設、教材備品等の教育財産の管理、幼稚園バス、共用バスの業務委託契約及び管理運営などの業務を主に担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数 38人

- ・教育次長兼課長 1人
- ・教育委員会政策管理監 1人
- ・教育委員会施設整備監 1人
- ・副課長兼指導主事 1人
- ・学校教育係 6人（うち会計年度任用職員2人）
- ・施設整備係 3人（うち会計年度任用職員1人）
- ・小中学校支援員 15人
- ・適応指導教室指導員等、学校図書館司書、ALT、SSW、CSD 10人

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①ICT教育の推進

「教育情報化推進事業」により、学校の授業で活用できる電子黒板を導入し、情報通信技術（ICT）の向上を図り、タブレットを活用した授業を推進するとともに、ICT支援員の増員を図り、児童生徒の情報活用、教職員のスキルアップ、及び、働き方改革の環境支援について取り組めます。

②子どもたちの学力向上

「学力向上対策事業」により、幼小中連携と光南高校との中高連携による取り組みを実施し児童生徒の学力向上を図ります。また、心理テスト（QUテスト）を児童生徒の全員に行い、分析結果を基に安定した学級運営を支援します。なお、今年度から小学1年から3年生を対象に「放課後学習教室」を実施し学力向上について、児童生徒及び学校、教職員のサポートを行います。

③教育施設等の修繕、整備

「幼稚園施設改修事業」、「小学校施設改修事業」、「中学校管理運営事業」により、学校等との日程調整を図り、PTAから要望のあった修繕等を最優先に実施し、安全で安心な教育環境の整備を図ります。また、学校等からの不具合な箇所についての連絡に対し、迅速に対応します。

令和5年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①ICT教育の推進	<p>学習活動において、必要に応じて情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力を育成します。</p> <p>また、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質、能力を育みます。</p>	<p>(1) ICT支援員を活用したタブレット更新作業の実施</p> <p>(2) 電子黒板の導入及び教職員への説明会（オンライン授業の活用）</p> <p>(3) 授業支援アプリ（ロイロノート）、AIドリルアプリ（すららドリル）の活用推進と効果検証</p> <p>(4) 各校の取組状況の調査、課題整理</p> <p>(5) リーディングDXスクール事業指定校への支援3校（善郷小、三神小、矢吹中）</p>	

令和5年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②子どもたちの学力向上	<p>町内の幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高校における「健やかな育ち」、「学力の向上」に関わる事業について推進し、各園、小・中・高等学校の連携の強化により、指導の充実、改善を図り、家庭学習の充実化と習慣化、主体的・対話的で深い学びの授業の実践により、児童・生徒一人一人の「個別最適な学び」の実現を目指します。</p> <p>また、今年度より新たに、各小学校の児童を対象に、各学校の教室において、放課後学習教室を開設し、学習支援に取り組みます。</p>	<p>(1) 学力調査による課題の明確化と客観的な検証及び確実なフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査（4月） 小6（国語・算数） 中3（国語・数学・英語） ・ふくしま学力調査（5月） 小4～小6（国語・算数） 中1～中2（国語・数学） ・標準学力調査（1月） 小1～小6（国語・算数） 中1～中2（5教科） <p>(2) 各園、小・中・高等学校の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つなぐ教育推進支援会議（4月、2月） ・育ちをつなぐ推進部会（5月、1月） ・学力向上推進部会（5月、1月） ・授業交流会（9月矢吹小、12月光南高校） <p>(3) 4小学校の交流及び習熟度別学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学6年生夏季講習会、英語交流会（7月） <p>(4) 放課後学習教室の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者の募集及び学校との協議 ・内容は算数科を中心に、参加児童の担当等との打合せにより決定 	

令和5年度 教育振興課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③教育施設等の修繕、整備	幼稚園、小中学校、社会教育及び社会体育施設について、長寿命化計画に伴う老朽化への対応や整備等を推進し、児童・生徒・施設利用者の安全で安心な環境整備に速やかに取り組みます。	<p>各施設管理者と日程等の確認を行いながら、計画的に工事を実施します。</p> <p>(1) 繰越事業 ・中畑小学校体育館屋根塗装工事</p> <p>(2) PTAからの要望箇所の実施（最優先） ・4幼稚園トイレ洋式化工事 ・善郷小 廊下、階段床修繕工事 ・中畑小、矢吹小網戸設置工事 ・中畑小学校PC床張替工事 ・善郷小ブランコ設置工事</p> <p>(3) 老朽化等への対応 ・文化センターエアコン設置工事 ・矢吹中給食棟レール交換工事 ・矢吹中体育館照明改修工事設計委託 ・矢吹中体育館LED化工事 ・矢吹中法面補修工事 ・矢吹中トラハイ側道舗装工事</p>	

生涯学習課の「令和5年度の運営方針と目標」

生涯学習課長 渡辺 憲二

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

矢吹町教育大綱の理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、まちづくり総合計画の各種政策を通じ、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するとともに、町民の多様な文化・芸術・スポーツ活動などの生涯学習活動の活性化と、先祖が慈しみ育んできた貴重な文化財について、これを継承し、次世代に引き継ぎ、有形及び無形文化財の継承発展に努めます。

【課が所管する政策】

- ・生涯学習によって自己表現ができるまちをつくります。
- ・文化とスポーツが盛んなまちをつくります。
- ・交流を深め、人と人とが結びつくまちをつくります。
- ・男女共同参画のまちをつくります。
- ・高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくります。

■課の役割

生涯学習課は、町民への学習する機会の提供と支援、生涯学習基盤の充実、文化財の保護、文化・芸術の振興、スポーツの振興、地域間・団体間交流の推進、男女共同参画の実現、高齢者の生きがいの推進等の業務を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数	14人	（うち会計年度任用職員 6人）	
・生涯学習課長	1人	・副課長	1人
・生涯学習係	3人	・中央公民館長	1人
・中央公民館	2人	文化センター	1人
・スポーツ振興係	3人	ふるさとの森芸術村	2人

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①複合施設ココットと周辺の賑わいづくり

複合施設ココットを中心として、“スポーツ”と“デジタル”を掛け合わせ、スポーツをテーマにまちの賑わいを創出します。駅周辺の既存の公共施設（中町ポケットパーク・未来くるやぶき・やぶき観光案内所）が、地域の活性化と観光・交流の拠点となり、町民サービスの向上と交流・流入人口の増加につながる事業展開について検討を図ります。

②歴史民俗資料館

令和4年度矢吹町民俗資料収蔵庫資料調査及びコンサルタント業務委託の業務報告において、収蔵庫の文化財等資料の状態、環境調査、さらに文化財等の保存・活用方法の提案があり、収蔵庫の保管環境面の改善を図るため、学芸員による歴史民俗資料等の整理作業を進めます。

③部活動の地域移行

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、児童・生徒の望ましい成長が確保できるよう地域で持続可能で多様な環境を一体的に整備することを目指し、はじめに休日における地域の環境整備を推進するため、休日の取り組み状況等の検証を進めます。

④三十三観音公園内文化財の復旧対策

令和4年度三十三観音摩崖仏群詳細調査点検業務を行い、点検の基礎資料となる防災カルテを作成しました。今後は、国の防災センター、県の教育庁文化財課、さらには、大学等のがけ地対策の専門家によるアドバイスをいただきながら、文化財の景観保全の維持・調和を考慮し、落石対策工の実施設計を行います。

令和5年度 生涯学習課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①複合施設ココットと周辺の賑わいづくり	①現状について調査、把握 ②基本構想、事業計画検討、策定 ③手法検討 ④実証事業の検討、実施	①ココット利用者及びスポーツ関係団体等との意見交換 ②各施設管理者との意見交換 ③関係団体との意見交換 ④実証事業（プレイベントの検討、実施）	施設周辺で開催されている地域のイベント（夏祭り、秋祭り）等との連携について関係団体等と協議を行います。
②歴史民俗資料館	①歴史民俗資料等の整理作業 ②文化財関係団体との資料館整備に向けた協議	①学芸員及びボランティアの確保 ②関係団体との意見交換 ③既存施設の利用の検討	学芸員により現在収蔵庫に収蔵されている資料の確認、目録の作成及び資料館に必要な協議を行い、貴重な資料の展示に向けても協議を行います。
③部活動の地域移行	①中学校の部活動の現状把握 ②部活動指導員の現状把握 ③地域の文化・スポーツ関係者からの聞き取り	①中学校の現状、要望の聞き取り ②スポーツ少年団の指導者、スポーツクラブ、スポーツ協会、文化協会、各文化団体より地域クラブ活動への移行に関する意見収集 ③地域移行に向けた周辺市町村等との連携についての意見交換及び環境整備	

令和5年度 生涯学習課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
④三十三観音公園内文化財の復旧対策	①復旧工法の検討 ②復旧工（落石等対策工）の実施設計	①大学等のがけ地対策の専門家への参考意見聴取 ②地元関係者等へ周辺環境との調和を踏まえた復旧工法の説明と理解	令和4年3月に発生した地震により、岩盤の開口部の拡大が確認されたため、令和4年度に詳細調査を行ったところ危険箇所が他にも確認されたことから、復旧に向けての検討を実施し必要な工事設計を行います。

子育て支援課の「令和5年度の運営方針と目標」

子育て支援課長 小椋 勲

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・矢吹町教育大綱、第四次矢吹町教育振興基本計画、第2期子ども・子育て支援事業計画及び第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画に基づき、子育て世代への支援に取り組み、更なる充実を図ります。
- ・ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、ホームスタート等、子育て世帯を支援する事業について、効果的な事業の推進、効率的な運営体制の構築を図ります。また、SNSなど様々な媒体を活用し、対象世帯への周知に努めます。
- ・町内の認可保育園等と連携しながら、保育サービスの充実に努めるとともに待機児童の解消を図ります。
- ・所管する幼稚園・児童クラブ・未来くるやぶきの安全で安心な環境整備を進めます。
- ・関係機関と連携して児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行います。

■課の役割

子育て支援課は子育て支援係、幼稚園保育園係で構成され、①少子化対策・子育て支援事業、②児童虐待防止・要保護児童対策、③家庭児童相談業務、④児童手当等支給事務、⑤屋内外運動場（未来くるやぶき）の管理運営、⑥幼稚園・放課後児童クラブ運営、⑦民間保育園等への助成、⑧保育園等の入園・退園等事務などの業務を担っています。

2 課の構成（令和5年4月1日現在）

職員数	29人(子育て支援課 10人、町立幼稚園 19人、うち会計年度任用職員3人)		
子育て支援課	課長	1人、副課長(兼務)	1人、子育て支援係 4人(うち育休1人)、幼稚園保育園係 4人
町立幼稚園	矢吹幼稚園	園長1人、副園長1人、教諭	3人
	中央幼稚園	副課長兼園長 1人、副園長	1人、教諭 4人
	中畑幼稚園	副課長兼園長 1人、副園長	1人、教諭 2人
	三神幼稚園	副園長兼園長 1人、副園長	1人、教諭 2人

3 令和5年度の課の運営方針と目標

①幼稚園の適正配置

「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」を基に、年度末を目途に「(仮称) 矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画」を策定します。
検討委員会での検討のほか、保護者や若い世帯をターゲットとしたアンケート、ワークショップ等により希望や不安を把握し、子どもを中心に考えた今後の幼稚園のあり方を決定します。

②子育て施策の充実

昨年実施した子育て支援策に関するアンケートを参考に、支援策の充実を図ります。また、特色ある新たな支援策を検討していきます。
コミュニケーションアプリLINEの町アカウント開設に合わせて、AIチャットボットを活用した子育てや子どもに関する相談窓口を開設し、問合せ、不安、不満、悩みを24時間受付し、子育て世帯の問題解消に努めていきます。

③待機児童解消対策の継続

少子化が進む中ではありますが、共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりが今後も続くことが予想されることから、保育士確保に向けた補助制度の広報、教育機関訪問等を実施し、待機児童の解消を図ります。

④子ども・子育て支援事業計画

現計画が令和6年度末で終了することから、次期計画策定に向け調査・検証等をスタートさせます。
今年度は、子育て支援策のニーズを調査するためのアンケートを実施します。
なお、今年度策定される「第7次矢吹町まちづくり総合計画」との整合性も図っていきます。

⑤子ども家庭センターの設置

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うために、既存の子育て世代包括支援センターの充実及び支援を要する子どもや家庭への支援業務等を一元的に行う「子ども家庭センター」の令和6年度設置に向けた準備を進めます。

令和5年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
①幼稚園の適正配置	令和4年度より協議を重ねてきた基本方針を確定し、基本方針に基づいた「（仮称）町立幼稚園の適正規模・適正配置計画」を令和5年度中に策定します。	<p>検討委員会での検討のほか、保護者や若い世帯を対象としたアンケート、ワークショップ等を実施して要望や不安を把握し、子どもを中心に考えた今後の幼稚園のあり方を決定します。</p> <p>4月：定例教育委員会（基本方針上程） 5月：検討委員会（基本方針議決報告） 6月：子育て世帯対象のアンケート実施 7月：地区別説明会（基本方針説明、不安、問題の把握） 8月～検討委員会、部会での協議（計8回予定） 12月：（仮称）町立幼稚園の適正規模・適正配置計画素案作成 1月：素案に関するパブリックコメント、地区別説明会 3月：（仮称）町立幼稚園の適正規模・適正配置計画の決定</p>	

令和5年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
②子育て施策の充実	<p>①出産後の子育てに関する出費をサポートすることで、居住、出産を奨励し、次代を担う児童の増加を図り、子育てしやすい町、子育て世帯に選ばれる町を目指した、各種子育て支援事業（矢吹っ子応援事業等）の推進</p> <p>②子育て世帯を支援する事業の効果的な事業支援、及び矢吹町公式LINEアカウント等を活用し、子育て世代へ広く情報を発信</p> <p>③「矢吹町子ども子育て支援基金」について、「地域福祉」の視点に立ち、企業も含めた社会全体・地域全体で持続的に子どもたちの未来を応援・支援できる事業の検討、実施</p> <p>④LINEの町アカウントを活用した子育てや子どもに関する相談受付</p>	<p>①②住民基本台帳の異動、及び保健師からの出産予定数を把握し、対象者へ出産祝品、祝金及び出産子育て応援給付金の給付を適切かつ迅速に行います。また、ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、ホームスタート等について、特に子育て支援が必要な世帯へ情報が届くよう、健診等での声掛けやホームページ、SNS等を活用し周知徹底を図ります。</p> <p>③経済的な支援のほか、子どもの居場所づくりに取り組む団体への助成や食育・住まい・養育環境整備などに基金を活用していきます。また、子育て世帯が求めるニーズの調査や安定的な財源を確保するために基金の目的を企業等に広報し、賛同を図ります。</p> <p>④AIチャットボットを活用した子育てや子どもに関する相談窓口を開設し、問合せ、不安、不満、悩みを24時間受付し、対応時間外に受付したものは翌日（次の開庁日）に回答し、子育て世帯の問題解消に努めていきます。</p>	

令和5年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
③待機児童解消対策の継続	<p>①待機児童を発生させないために保育数受け入れ枠の検証を行い、既存の保育施設の保育士の確保</p> <p>②潜在的な保育者ニーズを幅広く把握するための調査</p> <p>③保育者ニーズに応じた柔軟な利用推進</p> <p>④保育園等において、延長保育や一時預かり、障がい児支援などの多様な保育が提供できる支援の検討</p>	<p>①②住民基本台帳上の年齢別調べ、保健師からの出産予定数の状況把握、子育て支援係からの祝金交付状況確認等によりシミュレーションを作成し、保育士確保に向けた、養成学校への訪問、人材確保に係る助成を引き続き実施します。また、保育者が求めるニーズについて調査・検討します。</p> <p>③④各種補助事業の活用を私立園長会で検証して、拡充について検討します。また、小規模保育園に対する指導監査を実施し、適正な保育環境の徹底を図ります。</p>	
④子ども・子育て支援事業計画	<p>子ども・子育て支援法、及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体とする「第2期矢吹町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了することから、第3期計画の策定に向けて、これまでの取り組みや課題を検証するニーズ調査を行います。</p> <p>なお、国・県の施策の動向や社会情勢の変化、状況を見極めながら必要に応じた支援策の見直しを行い、質の高い幼児期の教育・保育を計画的に推進します。</p>	<p>8月：第1回子ども子育て会議 令和4年度事業計画の点検及び評価の実施</p> <p>9月～11月 「第3期矢吹町子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査の実施</p> <p>12月～2月 第2回子ども子育て会議 ニーズ調査の精査、検証、次期計画検討</p>	

令和5年度 子育て支援課 課の運営方針と目標設定シート【当初】

今年度の目標設定			
重点目標項目	目的・内容	活動（手段）	備考
⑤子ども家庭センターの設置	全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うために、既存の子育て世代包括支援センターの充実及び支援を要する子どもや家庭への支援業務等を一元的に行う「子ども家庭センター」の令和6年度設置に向けた準備を進めます。	～5月：設置に向けた福島県子ども未来局協議 ～7月：設置に向けた業務体制の明確化 通年：補助金協議・申請 設置場所検討 法令整備	